

**令和3年度第5回 静岡県環境影響評価審査会 会議録**

日 時	令和3年7月14日（水）午後1時30分から4時00分まで
場 所	静岡県県庁西館4階第一会議室A
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）13名 秋山信彦※、今泉文寿、岡田 令子、岡村 聖※、岸本年郎、小泉 透※、斎藤貴江子、立蔵洋介※、坂東 英代、東 恵子、森下 祐一（副会長） 横田久里子※、吉崎 真司（会長）</p> <p>○事業者等※ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、 一般財団法人日本気象協会 ※印は、WEBでの参加者</p> <p>○事務局（県側出席者） くらし・環境部参事、生活環境課長 他</p>
会議内容	<p>審 議（仮称）沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（2回目）</p> <p>答申の調整（仮称）沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について</p>
配布資料	<p>令和3年度第5回静岡県環境影響評価審査会 次第出席者名簿（審査会委員、事業者等・事務局）</p> <p>【審議資料】</p> <p>【資料1】 審査会委員からの意見に対する事業者見解（再意見）</p> <p>【資料2】 答申案調整表 沼津真城山風力発電事業別添 各意見に対する事業者の見解補足資料</p> <p>関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）沼津真城山風力発電事業に係る環境影響評価方法書・要約書</li> <li>・環境影響評価法・施行令</li> <li>・静岡県環境影響評価条例・施工規則・技術指針</li> </ul>

## 1 開会

**(事務局)** ただ今から令和3年度第5回生活環境影響評価審査会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

先にウェブで御参加の皆様、聞こえていらっしゃいますでしょうか。聞えてましたら何か合図していただければと思うんですけども、秋山先生、聞こえてますでしょうか。

**(事務局)** ありがとうございます。まず本日の会議の成立条件を確認させていただきます。お手元の資料、次第の次のページの委員表を御覧ください。本日は13名の委員の皆様に御出席となっております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。なお今期から委員に御就任いただきましたふじのくに地球環境史ミュージアム学芸課長兼教授の岸本委員には今回より御出席いただいておりますので御紹介をさせていただきます。

**(委員)** 岸本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 審議

**(事務局)** それでは次第の2に移ります。本日は沼津市を事業実施想定区域としている風力発電所の建設事業（仮称）沼津真城山風力発電事業にかかる環境影響評価方法書について、2回目の御審議をいただきます。前回、委員からいただいております意見への事業者見解と、住民意見と県庁内関係課からの意見に対する事業者見解について説明を受け御審議いただきました。今回は前回審査会でいただきました委員からの意見等に対する事業者見解の説明を受けた後、意見交換を行っていただきます。意見交換が終わりましたら、休憩を挟んで答申の御審議をいただきます。

続いて審議における留意事項を御説明いたします。本日は一部の委員と事業者はウェブでの御参加となっておりますので、円滑な審議のため、発言者は発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の吉崎会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**(会長)** 皆様こんにちは。それでは今日はこの真城山についての2回目の審議ということですので、進めさせていただきますが、まず事業者の方、聞こえてますでしょうか。ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社様、聞こえてますか。

**(事業者)** JREでございます。聞こえております。

**(会長)** 気象協会さんも聞こえてますでしょうか。

**(事業者)** はい、聞こえております。

## (1) 事業者説明

### ・静岡県環境影響評価審査会委員等の意見に対する見解について (JREによる説明)

**(会長)** はい、ありがとうございます。それでは進めさせていただきます。本日審議する内容につきましては前回6月18日の審査会で、委員の皆さんから多くの御意見をいただいております。まずはお手元の資料の1に基づきまして事業者の方から意見に対する説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

**(事業者)** はい、かしこまりました。事業会社であるJREと気象協会様のほうから順に御説明差し上げます。

**(会長)** 資料1と合わせて…

**(事業者)** よろしいでしょうか。スタートして。

**(会長)** 説明の書類もいただいておりますので、合わせて御説明よろしくお願いたします。

**(事業者)** 資料1に沿って御説明させていただきますが、お時間の関係もあるので、ピックアップした主要事項を中心に、追加でいただいた御質問に対する御回答を中心に御説明しようと思いますが、よろしいでしょうか。

**(会長)** はい、結構です。

**(事業者)** はい、ありがとうございます。それでは開始させていただきます。

**(事業者)** 日本気象協会です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。では、資料1の上の方から順に御説明を差し上げます。

まずナンバー5番の質問、こちら、立蔵委員からの御質問となります。騒音に関する御質問で、対象事業実施区域については複雑な地形をしており近くに海もあることから風向きの予測なども難しいことが予想される上、複雑な地形による音の反射の影響も想定されることから計測方法を検討していただきたいといった御意見となります。

こちらに関する見解としましては、予測条件として、音の伝搬式その他、周辺地形は国土数値情報の地形データを使用し、凹凸その他、空気吸収を反映させ、地盤はすべて反射すると仮定した条件にて調査いたします。またすべての予測地点において風車から風下の方向とみなして予測をいたしますので、安全側に立った予測評価が実施できると想定しております。

続いて8番の御意見、こちらは吉崎会長からの御意見となります。水文調査に関しまして、調査地点は水量が少なくても、静水池や三角堰を作り、水位計を設置すれば可能ではないかといった御指摘でございます。こちらは御指摘のとおり、想定外の降雨時の濁度を確認する観点より常時、水位計が設置可能な場所については、まとまった時期の継続調査を実施いたします。しかしながら一部の調査河川については三面張りであるため静水池や三角堰の設置要件には適さないことやまた流量を計測することは難しい部分もございますので、調査方法、降雨時の調査の手法につきましては、今後の審査結果を踏まえまして、設置の可否含めて今後、河川管理者に相談のうえ最適な手法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして9番、こちらも吉崎会長からの御意見となります。

濁水の発生について事前にモニタリングをしないかといった御意見でございます。工事前の状況が分からなければ工事による影響が把握できないのではな

いかといった御指摘でございます。こちらは34番の中村委員からも同様の質問でございますが、御指摘のとおり、継続調査が可能な地点においては、事前、工事中、事後の降雨時の河川の状況について、モニタリングの実施を検討しておりますので、今後その結果を御報告したいと考えております。

意見11番、こちらは土地の安定性に関する御質問で森下副会長からの御指摘となります。土地の安定性の把握についてはボーリング調査だけでは不十分であり、面的三次元的に地質を把握することが重要であることを認識していただき地質調査について再検討していただきたいといった御意見でございます。

見解としましては、こちらのペーパーに記載しているような既存文献資料を用いて、まず周辺の地質状況を面的に把握するための地質調査を実施することを検討しております。その結果を用いまして、リスクがある地点に関しましては、あらかじめ風車の配置を回避するよう方法を検討してまいります。またその検討結果に応じまして、地表面の変化の把握を目的とした現地調査を検討してまいります。またこのような面的な土地の安定性を評価するにあたっては、適切な調査手法を専門家等へヒアリングを実施して確認してまいりたいと考えております。またこちらに記載させていただいた調査手法の検討に関しましては、地質関連会社の方に、確認を行っている状況でございます。

**（事業者）** 続きましては、東委員より御指摘いただきました15番、16番、17番について、補足としての回答をさせていただきます。

こちらの御指摘事項ですが、説明会などで提供されたフォトモンタージュというものが天候条件が良くなかったというところで、故意に見栄えの悪いものを用意したと思われるという御指摘、またこうしたことが起きたのでどういった形で撤回していくのかといったところの御指摘、そしてまた最後17番が総体として、正式なモンタージュを作るようにという御指摘をいただきました。

こちらについては、前回の審議会の方でも御説明させていただいたとおり、不適切なものであったという点については我々、配慮が足りなかったということで、改めて反省しております。こちら、提示した際には、16番の回答のところで①から④を伝えさせていただきましたが、景観評価用ではなく、御参考用であること、天候が適切ではないこと、天候条件が整った正式なものは準備書段階で提示すること、景観評価については正式なもので評価いただくということは、説明会の際には必ず御説明させていただきました。ですが、勘違いされている方、我々の意図が伝わりきれないところもあるかと思っておりますので、今後の地元の説明会でも、フォトモンタージュができてないものであれば提示しない前提で、

以前のものというのは不適切なものであったので、正式なものは作成次第、御説明しますということを改めて御説明に上がりたいと思っております。また正式なフォトモンタージュについては、こちら、ルールにのっとって、全基を総合的な評価をいただけるように作成を行っていきます。また18番、東委員よりいただきました事業計画の進め方の工程、風車の配置の進め方と、あと建設工事についての工程について説明資料をいただきたいということをお願いしましたので、そちらの方、準備させていただきました。風車の絵が載っている補足資料というのが皆様のお手元にございますでしょうか。

**(会長)** ちょっとお待ち下さい。こちら準備ができましたので説明よろしくお願ひします。

### ○風車位置検討プロセスの概要（1/2）の説明

**(事業者)** 改めまして、風車位置の検討プロセスなんですが、「風車位置検討プロセスの概要（1/2）」ですが、土地、環境アセス、地盤調査、風況解析といった4要素で、風車位置の決定を行うというところのフローを示させていただきました。一般的に、各種調査に着手してから、最終的な決定まで、おおよそ順調にいて4年程度、必要となっております。それぞれが終わってから次の調査というよりも、それぞれ4要素が絡み合っ細かい調整を繰り返されると、特に後半の方では、そうなります。

具体的などころで言いますと、土地の方は所有者の確認ですとか、使用制限の有無などの調査といったもの、最終的には契約をして権利を獲得するという形になります。環境アセスメントにつきましては、いま我々、方法書についてはここで審査を受けておりますが、この現地調査の方を踏まえて、環境配慮上、設置して妥当なところかどうかといったところの絞り込みを行っていくこととなります。併せて、環境アセスや土地調査と平行する形で、風況解析、実際に風を計測するといった調査が行われます。こちら1年以上の観測した結果を踏まえて、周辺一帯の風況解析というものを行います。そちらの風況解析の条件を見た上で、風車メーカーの持っている風車が置けそうか置けなさそうか、強度的にもつかもたないかといったところの検討がなされていきます。環境調査、環境アセスによる現地調査結果ですとか、風況解析の結果、また土地調査の結果から、ある程度の風車位置というものが絞り込まれてきます。風車位置が絞り込まれましたら、今度地盤調査としてボーリング調査などを行い、基礎強度の確認と合わせて風車のタワーの設計強度の最終確認を行っていきます。この地盤解析や風況

解析といった設計に関わる場所は最終的には、国の経産省が所管しております。ウィンドファーム認証のところ、そちらの方で設計が適切であるかどうかといったものも含めて、認められたもので認証を受けるという形になります。そちらそれぞれ、土地、環境アセス、地盤、風況といった4要素がすべて通った、満足した状態で初めて位置決定という形になります。

次のページのプロセスの概要2/2といったところで、今私が口頭でお話ししたような内容が記載されております。土地については法令や土地の所有者といったところの確認、環境アセスについてはより具体的なことを言いますと、動植物や景観への影響、電波障害、周辺住民への影響といったところの調査で風車が設置できる場所について、可能などころの絞り込みが行われます。地盤調査については、風車が設置できる場所であるか、強固な地耐力を持つ場所であるかといったところをボーリング調査で確認して行います。また基礎についても、強度が十分でないか、十分かどうかといったところは、こちらについては、強度的には、建築基準法にのっとり形で強度計算が行われます。また風況解析について、1年以上の風の実測データをもとに事業性だけではなくて、安全な風車を設置できるかという観点で、50年に一度の最大風速ですとか、事業期間中の風車の疲労解析といったものも行って設計強度が満足しているかといったところを確認していくということになります。

上記4点すべて満足することで初めて風車位置が決定するという形のプロセスとなっております。先ほどもお話ししたとおり、こちら設計と調査で概ね、順調に行って4年、場合によってはそれ以上という形で、検討が行われていきます。

### ○風力発電所における工事概要の説明

また、工事概要についても簡単に御紹介させていただきます。「風力発電所における工事概要の御説明」という資料を用意しているんですが、そちらの方お手元にございますでしょうか。

**(会長)** はい、大丈夫です。お願いします。

**(事業者)** こちらあくまで、イメージをつかんでいただくものということで実際の工事会社や風車メーカーによって少し掲載している写真の内容が変わる場合もございます。御参考資料として御覧になって下さい。まずは2ページ目の工事全体の流れというページを御覧ください。

風車の工事、風力発電所の工事については、概ね、おおざっぱに分けて、1番から9番の工事項目に分かれて工事が進んでいきます。まずは許認可をす

べて取得した上で着工となる1つ目は工事開始ですね。こちらからスタートして2番目が造成工事、防災、仮設の沈砂池とかも含めて、風車運搬車のアクセス用道路や、組立て用地の造成工事、続いて基礎工事ですね。風車の基礎工事となります。少し並行する形になるんですが、水切りと4番で書いてあるこの海外から輸入してきた風車部材、こちらの方を輸入措置、関税措置して、港に置くというところを水切り作業と呼んでおります。そのあと、港から風車サイト、工事現場の方まで、トレーラーで陸上輸送を行います。現場につきましたら、据付け、組立てという形で風車部材を立上げます。立上げたところで、変電所や送電線の繋ぎこみも行いまして、充電を行い、8番目の試運転、使用前自主検査を経て、運転を開始という流れになっております。

それぞれの参考写真というものを、3ページから順に掲載しておりますので、そちらの方も、御参考までに御覧になっていただければと思います。また9ページ目のところに弊社が宮崎県の方で建てた現在運転を行っている風力発電所の建設中の対応も含めたプロジェクトの紹介動画がございます。ユーチューブの方にアップロードされておりますので、御興味ある方、こちらも御覧になっていただければと思います。

最後に、10ページ目、安全管理活動という形で、我々工事中も含めて事故災害、未然に防止するための安全管理項目等を設定して、工事会社さんと一緒になって行っております。そういう場合、どこの工事現場も同じだと思うんですが、朝礼から始まって、安全施工サイクルというもの実施しております。また運転開始後も、安全に発電所が運営できるように、定期的なパトロール・保守活動というものを設定して事故対策、安全対策を行って、万が一事故などが起きたら、しかるべき報告を官庁の方にも届け出て、同じような事故が起こらないような対策も含めて、徹底して行って安全管理に努めております。

通信状態がよろしくなかったもので、駆け足の説明になってしまいましたが、工事概要と配置設定のプロセスについては、御紹介、以上とさせていただきますと思います。

## 資料1 静岡県環境影響評価審査会委員等の意見に対する見解 (日本気象協会による説明)

**(事業者)** 気象協会です。こちらから下は弊社の方が御説明させていただきます。続いてナンバー21番。坂東委員からの質問でございます。住民意見にクマタカが確認されているという御意見がありまして、方法書に猛禽類の調査地点からクマタカが十分視認できているか、また調査地点について変更があれば教えていただきたいという御意見でございます。

こちらに関しましては現在、実施中の先行調査で確認されております。現在調査地点数を増やしながら調査を実施しております。また出現状況等に応じて調査地点を追加しておりますので、方法書に記載した地点から倍ほど増加をしております。

今、こちらの画面の方は共有されておりますか。後ほどこちらの調査地点の資料はお送りするようにします。

続いて23番のこちらは岸本委員からの御質問でございます。道路の拡幅箇所については未だ特定ができていないようだが道路沿いの動物の調査地点は拡幅される場所において実施する必要があるのではないかと、合わせて昆虫類の調査地点については、対象事業実施区域以外も設定されているが、その理由を教えてくださいと、いった御意見でございます。

こちらに関しましては、道路の拡幅地点については、今後の事業熟度に応じて、現在設定している動物のみならず植物も含めて実施をしております。また調査地点に関しましては、可能な限り多様な植生を網羅できるように設定しておりますので、対象事業実施区域外にも設定している地点がございます。

24番の御質問ですが、こちらも岸本委員からいただいております。動物の捕獲調査で得られたサンプルは同定の質を保証するものであり、また地域自然史の貴重な資料となり、捕獲したサンプルの標本化とその恒久的な保存について検討いただきたいと、いった御意見でございます。こちらに関しましては、アセスにおいてサンプリングされた標本は、一般的な規定はございませんが、恒久的に保管する場合には地元の博物館などへの譲渡といった形で対応を検討しております。

続いて27番の御質問、こちらも岸本委員からの御質問となります。改変される計画地の広範囲に想定を超える良好な常緑広葉樹林が広がっていることを確認したという御意見でございます。こういった森林には多くの生物種が生育しているため、開発には特段の配慮が必要になってくる、また現地調査も非常に重要である。ただし、シカ等の影響も顕著であり、防鹿柵の設置など積極的な保全策も検討いただきたいという御意見でございます。

こちらに関しましても御指摘のとおり、大径木が広範囲に生育している場所は非常に重要であると認識しておりますので、現地調査の際には、そういった場所の把握を行って、配置計画の際には改変を回避できるよう検討してまいります。またシカの食害に関しましても、事前調査で把握しておりますので、その防護柵や植栽その後の維持管理も含めまして皆様からの御意見を賜りながら行っていきたいと考えております。

続いて 30 番の御質問、こちらは中村委員からの御質問となりますが、JRE の方から回答させていただきます。こちら、同じような地域において「沼津風力発電所（仮称）」というものが存在しているが、こちらの関係性を明確にして欲しいといったところの御意見をいただきました。こちらについてなんです、弊社の計画する本事業とは全くの別事業で、会社間の資本関係、協業、提携といったものもなく、一切の関係性はございません。こちら地域住民や関係者の皆様が、今後、混乱されないように丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

続きまして 31 番の御質問です。中村委員からの御質問で、水生動物と水環境の調査地点が異なる理由を具体的に、科学的な根拠を示しながら説明していただきたいといった御意見でございます。

まず前提としまして、水環境の調査につきましては、水の濁りによる生活環境への影響を見る上での調査となりますが、御指摘にありますとおり、直近の河川へ濁水が到達した場合には、その流域の水生生物への影響が想定されるため、そういった意味において、水質・水生生物の調査地点は可能な限り上流側に設定しておりますが、工事施工時に実施する水質調査においては上流側へのアクセスが困難であることから、継続的な調査地点としても一部、下流域に設定しております。御指摘を踏まえまして、可能な限り同一地点にて調査の実施を検討してまいります。

続いて 33 番の御質問、こちらにつきましては、捕獲調査に対しまして、底生動物について定性的な調査について生物を捕獲し傷つける方法をとることが、どういう目的であるか、手法の妥当性が分かるように説明をいただきたいといった御意見でございます。

基本的に環境影響評価においては現況調査により対象事業実施区域の周辺に生息する種を可能な限り把握し、その中で、国や県などで指定されている重要種を選定基準に照らし合わせて抽出し、主に重要種を対象として確認状況や生態特性を鑑みながら事業特性を踏まえて影響予測を行い、必要に応じて保全対策を検討することが目的となっております。

捕獲個体に関して現地で同定が行える種に関しましては捕獲地点に戻してまいります。しかしながら現地で同定が困難な類似種などについては、一部液浸にて持ち帰り、同定を行う必要がありますが、必要最低限の捕獲数するに留めることといたします。また定性調査としたことについては、河川に生息する種が微環境で異なる場合が多いため可能な限り幅広く生息種を確認したうえで影響予測を行うというふうに考えております。

続いて34番でございます。こちらは濁水の対策についてその対策の具体例をお示しいただいて、その妥当性について確認いただきたい、という御質問でございます。

まず見解としましては、こちらの右に列挙しているような具体的対策を講じることにより、濁水の河川への混入を防止するよう検討してまいります。またこの対策につきましても、林地開発許認可手続の中でも行政ともよく協議し、御指導をいただいたうえで決定をいたします。先ほど水環境の見解でも御説明したとおり、事業実施の影響の有無の把握の観点から、水質の継続調査が可能な地点については、事前・工事中・事後の降雨時の河川のモニタリングについて実施を検討しておりますので、その結果を御報告いたします。

続いて35番の御質問でございます。こちらは前回の質疑でほかの先生方からも御意見があったようでございますが、上流側への開発により沿岸域に生息しているサンゴ等へ土砂や濁水の流入は生息に負の影響を与えるのではないかと、そのためより具体的に海域に影響がないとする理由を教えてくださいという御意見でございます。

こちら先ほど見解で御説明した通り、まず前段、上流側で、具体的な濁水対策を講じることにより、河口域への濁水影響を回避するよう適切な事業計画を検討してまいります。今後準備書の予測結果により、工事濁水が河川へ到達すると予測された場合においては、その河口部への濁水到達の影響の程度について予測評価を実施してまいります。

事業者からの見解の方の説明は以上となります。

## (2) 質疑応答

(会長) はい、ありがとうございました。それでは、只今の御説明に対して質疑応答したいのですが、画像の調子がよくなさそうなので、御発言いただく委員の皆様は、まず御自分のお名前を述べた上で御発言いただけますでしょうか。続いて吉崎の方から指名させていただきますので、そういう形で進めさせていただきますと思います。

それから先ほどの坂東委員の調査地点についてはどうでしょうか。別途、メールでダウンロードしてプリントアウトして来てもらうといいかな…この件。

**(事業者)** J R Eでございます。調査地点については画面共有の許可をいただければ、今、こちらで提示することは可能ですが。いかがでしょうか。

**(会長)** では、最初にそうしましょうか。では、一応、これ、画面上でトライしていただけますか。

**(事業者)** 今のホストの方、無効にされておるので、そちらで設定していただければ可能です。

画面、映っているでしょうか。

**(会長)** 映っています。

**(事業者)** こちらの黒い点が方法書で示した調査地点で、赤色のところが追加で追加指定した調査地点でございます。

**(会長)** 追加したのがピンク色…

**(事業者)** はい、さようでございます。

**(会長)** はい、確認しましたので大丈夫です。坂東委員…ちょっと考えていただいて。では、いったん画面共有を閉じていただいて、ほかの委員の皆さんから御質問があればよろしくお願ひします。

はい、では、副会長の方から質問させていただきます。

**(副会長)** 先ほど説明された 11 番ですね。土地の安定性について、よろしいですか。

**(事業者)** 11 番ですね。

**(副会長)** それで、今回の見解は、だいぶいい方向に書かれていると思うのですが、もう一歩という感じがしていますので、もう少し趣旨も説明してみたいと思います。先ほどN値を調べるということ、一言、どこかで言われたのですが、N値はその点での土質は分かるかもしれないけれども、地質は分からないですね。土地の安定性を考える上では、点ではなくて二次元的、さらには三次元的な地質を知ることが、重要なことだということは申し上げたわけですが、この方法書に書かれている地質図は、この表層地質図のところ、20 万分の 1 の地質編集図を使っていますので、事業実施区域全体が、一緒くたになってしま

っていると。いろいろな地質があるのに一色で塗色されているという状態ですので、そのところ地質はどうなっているか、地質をしっかりと調べる必要があるんですね。そのためには面的な、ここにも書いてありますが、面的な地質調査とボーリング調査の結果を、合わせて三次元的にどうなっているかということ、推定していくということは、土地の安定性をしっかりと確保するために重要なことで、この区域では、断層が推定されているわけですから、そのためにも三次元的に知っておく事が重要であると、そういう考え方で今後の調査を行って欲しいというふうに要望をいたします。以上です。

**(会長)** 事業者さん、聞こえましたでしょうか。

**(事業者)** はい、ところどころで聞き取りづらかったところがあるので確認させていただきたいんですが、森下先生の方からいただいた御指摘、面的・三次元的といったところでこの事業用地内、断層と思われるものが報告されているのであるから、全体として面的・三次元的に、安定度を測るために評価が必要という御指摘をいただいて、今我々の回答・見解で示した検討する方向性になっているというふうに伺っていたんですけども、さらにそこから踏み込んでというところがちょっと今、聞き取りづらかったとなので、改めてちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。

**(副会長)** 踏み込んでというか、ここに書いてあることは方向性としてはそのとおりだと思いますので、なぜそのような三次元的な地質調査、地質の解析が必要なのかという説明を今しました。この私が書いた意見ですが、面的に三次元的に把握することが重要ということしか書きませんでしたので、補足の意味で今説明したわけで、その趣旨に従って今後の調査を進めていただきたいという要望です。

**(事業者)** かしこまりました。趣旨については前回の説明も踏まえまして理解することができましたので、こちらの我々の見解としましては、面的な評価というので土地の安定性の方を図っていきたいと思っております。

**(会長)** はい、よろしく願いいたします。ほかの委員の方からお願いします。

**(委員)** 私の方から二点あります。1つは、8番目の吉崎会長からの意見に対する回答と関連したことなんですけど、三面張りで三角堰の設置が難しいということなんですけど、三角堰を設置しない、確かに流量は少ない時、静水時の流量を

測るのは難しいのですが、三角堰がなくとも、水位計を設置しておけば、流量が多い時の、流量は計測可能だと思うんですね。今回の事業に伴って、特に大雨の時の流量がどう変化するかみたいなことは、三角堰がなくとも観測は可能だと思うので、是非、流量の観測を検討していただきたいというのが一点。

あともう一つなんですが、先ほどの森下委員の土地の安定性とも関係するんですが、今回の新たに御説明していただいた資料を見ますと、造成工事で切土盛土がかなり発生しそうなように見えるんですが、土地の安定性を考えるときには地山の安定性だけではなくて切土盛土を行った場合に、安定性はどう変わるのか、安定性の確保はできているのかというところも含めて、御検討をいただきたいというふうに思います。以上です。

**(会長)** はい、事業者さん、聞こえましたでしょうか。

**(事業者)** 水質の調査の話と造成後、切土盛土への安定性への御質問といったところでよろしかったでしょうか。

**(会長)** はい、そうです。

**(事業者)** 日本気象協会です。水質に関しましても、先生の御指摘のとおり、そういう水位計の継続調査も含めまして、まとまった雨での調査が実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

**(事業者)** J R Eでございます。造成後の切土盛土の法面の話し、盛った後の土地の安定性の話になりますが、こちら、法面の角度ですとか盛土量につきましては、県の静岡県内、伊豆半島での工事实績のある事業者さんとも相談し、また、行政様にも林地開発のなかでも相談することになりますので、指導をよく仰いで適切な設計になるように努めていきます。

**(委員)** 法面の角度って、もちろん決まってはいるんですが、加えて切土盛土が多くなるような場所については、安定解析も是非行って、安定性を検討していただきたいと思います。

**(事業者)** ちょっと途切れ途切れになってきたんですが、切土や盛土そのものを減らすような検討だということでもよろしかったでしょうか。

**(委員)** 減らしていただいた方がいいと思うんですが、私が申し上げたのは、法面の角度って決まっていますよね。切土何度、盛土何度と。角度の検討だけではなくて、切土の量や盛土の量が多くなる場所については、斜面の安定解析も行っていただきたいと申し上げました。安全率を計算するという。

**(会長)** 事業者さん、聞こえてましたか。

**(事業者)** はい、切土盛土したところに、もちろん減らすだけではなくって、法面が大きくなった時に関して強度的に、盛土として十分かどうか解析検討も行うようにと、いった御指摘でよろしかったでしょうか。

**(委員)** そうですね。

**(事業者)** こちらについては、設計の中で実施するように進めてまいります。

**(会長)** はい、よろしく願いいたします。ほかにございますか。では委員の方から景観についての質問がありますのでお願いします。

**(委員)** 私の質問、景観のところについて、14、15、16と、そこでは見栄えが悪いということで、意見が書かれています、不適切なシミュレーションだと思うことも反省していただいているようなので、是非、次には、景観評価ができる正式なシミュレーションを御提示いただきたいことを重ねて申し上げたいと思います。また17番について総体的なフォトモンタージュを行ってくださると伺いました。個々の場所は、大変素晴らしい景勝地でありますので、どのようなフォトモンタージュが出てくるのかお待ちしております。今日、御説明いただいた風車位置の検討プロセスの御説明、それから工事概要の御説明、資料を御提示いただいております。なおさら、今後の建設場所ということに対して、慎重な場所を検討する意味でも、このフォトモンタージュ、大事になってくるかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

先に申しましたプロセスの御説明のところ、大変わかりやすい説明でありがたかったと思っております。もし教えていただくなれば、この場所は、類稀なる景勝地なのですが、この景勝地を事業地の選定に選んだ理由ということでしょうか、こういったところのプロセスからここが選ばれたのかということをお教え頂ければありがたいと思っております。以上です。

**(会長)** 事業者さん聞こえてますでしょうか

**(事業者)** JREでございます。東先生の方からいただいた追加のところの確認ということで、準備書段階では適切なフォトモンタージュ、総体的なフォトモンタージュをしっかりと作成して提示するようにということを改めて御指摘いただいたと伺いました。御指摘のとおり我々、総体的な評価のものを適切なものを、御提示できるように準備書を進めていきます。もう一つですね、こちらの用地を事業計画地として検討した背景、きっかけと言いますか、経緯について御質問をいただいたということなのですが、環境省などから公開されております風況マップですね、日本全国の風の強さを大きく表したデータというのが公開されておりますので、それを我々の業界ではそういったものからまず風がよく吹いていそうな、期待できそうなところからというところで絞り込みを行ってきております。その中から、次には送電線、東京電力さんなり一般電力様の持っている送配電、送電線で空き容量があるのかといった点、またそのほか住宅からの距離ですとか、そういった土地的な条件面も含めて、徐々に徐々に絞り込みを行っていくと、というところでございます。こちらの場所については、御懸念のとおり景勝地というところはもちろん理解しておったものではございますが、こちらについて、風が期待できるという点が一つありました。また地域の方とのお話しの中ですとか、今後の実際の評価の中でこちらの景勝地としての障害が本当はないのかどうかというのを、評価いただいたうえで計画を進めていきたいと考えております。

**(会長)** はい、ありがとうございます。よろしいですか。では、ほかの委員から。はい、お願いします。

**(委員)** 今日いただいた風車位置検討プロセスの御説明という資料ですが、その最後のページのところに、風車設置位置の検討に関する各観点についてというところで表になっているのですが、一番下に上記4つの観点をすべて満たした時に風車が設置できると判断できますというふうに書いてあります。その上から3番目の地盤調査と基礎設計というところに地盤の弱い場合は風車設置不可となり、位置変更となりますというふうな記述があります。地盤が弱い場合は風車を設置するのを取りやめるのではなくて位置を変更するというふうな理解をしたのですが、位置を変更するということは例えば同じ本数でもっと近寄ってしまうとか、また計画の変更があつて、本数を減らす計画はないということでしょうか。

**(事業者)** JREでございます。御質問いただいた内容を確認させていただきますが、地盤が弱い場合に風車が設置不可となった場合に、基数を減らす、本数を減らす選択肢はないのかという御質問だったとうけております。こちら結論から先に申しますと、基数を削減するということは選択肢として十分にあり得ます。位置変更といったところなんです、こちら位置変更を検討できる範囲が一番広くても今、方法書で示した事業範囲の中の赤の斜線で囲った風車予定位置という形で、既にお示しした範囲の中での移動ということになります。なので、今後、準備書段階で、地盤上もしくは他の理由によって位置変更を検討した場合においても、今お示しした範囲を飛び越えてそれを拡大するような形の位置変更というのは我々は考えてはおりませんし、多くなることもございません。こちらの中で、位置変更できる範囲であればもちろん計画しますが、こちらは難しい場合であれば基数そのものを削減するということも選択肢として我々は検討していきます。

**(委員)** はい、そのように検討していただければありがたいと思います。あと一点ですが、もう一つ新しくいただいた別紙のところに、本資料取扱い上の御注意、ということが書かれています。この別紙はアセスの審査会のために作成されたかどうかはわからないのですが、4点書かれており、下から2番目のところに「本資料の作成にあたっては記載内容に慎重を期しておりますが、その正確性及び安全性について弊社は責任を負いません」というふうに書いてあります。これはどういう意味でしょうか。

**(事業者)** JREでございます。こちら巻末に表示されている注意事項についてですが、一般的な説明資料のところで、定型として付けているものでございます。こちら作成にあたっては言葉のとおり、記載内容、我々、慎重を期して作成してはおりますが、今後の設計や調査の進捗に応じて内容が変わる場合ももちろんございます。この配置検討につきましても、国の法律のルール等が変わると、その時点で内容がそぐわないものになったりする場合もございます。そういった意味で、正確性、安全性についてすべての責任は負えないという定型文を掲載しております。また我々が、知らなかったところで、基本的にはあってはならないのですが万が一、そういった知りえなかった情報としての齟齬がある場合についても責任を負うことが負いかねるというところで記載しております。

**(委員)** 少し不適切な表現だと思うのですが、もう少し違う文面にしないと会社自身の責任能力が問われかねないので、もっとしっかりした文章に今後、変えておいたほうがよろしいかと思っておりますので、御検討ください。

**(事業者)** かしこまりました。こちらの弊社のコーポレートの方にそのようにお伝えさせていただきます。

**(会長)** はい、よろしくお願いします。我々審査会としては事業者さんから出されたこの文章、文章と言いますかこの資料については、事業者さんの方で責任を持って出していただいているという理解のもとで進めさせていただきますので、そのようにお願いいたします。

**(事業者)** はい、かしこまりました。

**(会長)** ほかの委員から御質問ございますか。委員、よろしくお願いします。

**(委員)** 一点ちょっと御質問なんです、前回の意見等でナンバー4番について、僕の考えと違うのでお聞きしたいです。この実際の事業実施想定区域の風力発電機の設置しない場所というのが真ん中にあると思うんですけども、ここがちょうど北側に向かって走る古宇川という川の流域なんですよ。ここの川の流域は風力発電の風車を設置しないということなんです、その東と西とその両側が、設置区域になっていまして、その場所というのが古宇川の流域にあたる部分になります。そうすると仮にそういったものを作った場合に、土砂が入り込むとか、いろいろなことが想定されると思うのですが、回答では、魚類については伏流水が多い場所のためというふうに書いてあります。確かに戸田大川の水系については、この辺りは結構、急斜面なので、たぶん伏流しているんだろうと、この間の熱海の川と同じだと思うのですが、古宇川はこの想定されているところが、たし確かに水はあるはずなんです。割合傾斜が緩やかな場所で、そうするとこの辺りまで、僕も確認をしてないからわからないですけども、ハゼ類とか、特に底生動物ですね、カニの仲間とかエビ、特にこの辺だと、ヤマトヌマエビとかそういった種類が出てくると思うのです。おそらくこういったところに生息していると思うのですが、こういう種類というのは割合、冬の方が取りやすいので、それで冬に調査した方がいいのではないのですかというふうにお聞きしたんですが、それに対する回答がなくて。特に環境DNAも併用してということを言われているんですが、環境DNA調査は、最近、流行りなのですが、実際はどこまで確実なのかという判断は難しいと考えています。可能性は僕は否定はしませんけども、それにあまり頼りすぎていると、本当の生物相とか工事前の環境というのがきちんと明らかにできないのではないかなというふうに思うんですが、そのようなことを事業者の方はいかがお考えでしょうか。

**(会長)** 事業者さん、聞こえましたでしょうか

**(事業者)** 日本気象協会です。御意見ありがとうございます。御指摘いただきました古宇川の方は、事前調査でも流量がそれなりにありまして、年間を通して水が流れている状況だということは把握しております。御指摘のとおり水生昆虫に関しましては、冬季の方がサンプリングしやすいと考えておりますので、冬季からもしくは早春季に採集を行うこととさせていただきたいと考えております。環境DNAの方ですね、これは基本的には採取することも状況等に応じて、環境DNAも含めて、もしその採取した魚種が例えばその生物で、情報が得られたものがあれば、改めて調査手法とかその時期とか、そういったところを検討しながら確認に努めてまいりたいと考えております。またここですね、あまり下流域で環境DNAをしますと、生活排水等が流れていますので、生息してない魚類、あるいは、底生生物が出てくる可能性もありますので、そういったところは十分注意して調査を進めてまいりたいと思っております。以上です。

**(会長)** 委員、よろしいでしょうか。

**(委員)** 今の回答をお聞きした限り、実際の調査時期は御検討されるということでした。先ほど中村委員からの質問のところ、御説明されていたと思うのですが、濁水が流れていた場合には、流れていると想定できた場合には、下流の方も調査するということですが、実際に工事は、濁水が流れないようにやられるとは思いますが。川というのはずっと続いていますので、例えば大雨の時に、いったん濁水が出て、でも下流まで行かないでそれが次の機会に出るとか、そういうことが生じております。常に濁水が流れるわけではなく、工事のときにそういうものがいったん溜まっていて、また流れ出るということもあると思います。ですので、本来であれば川の調査の場合には、濁水は出るとか出ないということに関係なく、出ることを想定して上流から下流まで、できればその下の範囲までといったところまでも、調査をすべきではないのかなと思うのですが、その辺りはいかがですかね。やっぱり濁水が出ると想定できない場合にはもう生物の調査はしないということでお考えなのかなと、その辺りはいかがでしょうか。

**(事業者)** JREでございます。こちらについては、おそらく、万が一、最悪のケースといったところでの御質問、御指摘と受けております。もちろん我々この工事を経て著しい濁水を出すと、今出ている、通常雨が降ったら出るようなレベルを変わるようなものがないように対策を打っては行くんですが、ちょっとこ

こちらの調査については一度、検討させていただければと思います。我々としてもこちら影響がないようにということを努めていきたいと思いますので、調査内容についても、一度相談させていただいた上で、正式な回答をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**(委員)** 了解いたしました。

**(会長)** はい、ありがとうございます。それでは委員、手が挙がっているようですがよろしいでしょうか。

**(委員)** 私の声が聞えますでしょうか

**(会長)** はい、委員、お願いします。

**(委員)** 今の質問と同じなんですけれど、確か、今回ではなく、前回の配慮書段階の方針の時に、上流から海域まで含めた水環境及びその生態系について配慮するように等々検討するようということを書いていたかと思うんですけど、その辺りはどのように考慮されて今までの疑問、質問に対して答えを出されているのか、教えていただけますでしょうか。

**(事業者)** JREでございます。まず大前提としまして、濁水が出ないように、濁水の環境が変わらないように計画をするというところでの我々、そういった意味で設計などは進めていきたいと考えております。その上で、基本的には、可能性として出てくるものであれば、まずはその影響が大きいところと、いうところで、上流側だというふうに調査地点を追加していくということを考えております。そういった意味では、上流までしかやらない、下流までしかやらない、といったところを今現在、ここで決めかねているところではありますが、可能性があるのであれば我々、追加調査という形で努めていきたいと思っております。

**(委員)** わかりました。ではこちらサイドとしては、上流から下流及び海域までという次元の流域のもので、なにかしら意見が出るかと思っておりますので、よろしくお願いします。

**(事業者)** かしこまりました。

**(会長)** はい、ありがとうございます。では委員、お願いします。

**(委員)** 先ほど鳥類の調査の追加地点のマップありがとうございました。質問ですが、特に南側に多く調査地点が追加されていたようですけれども、風車の設置予定地が可視できるポイントはどのぐらいありますか。

**(事業者)** JREです。確認させていただきたいんですが、追加調査地点の中で、風車設置予定位置が見えるところほどのあたりかという御質問でよろしかったでしょうか。

**(委員)** そうですね。

**(事業者)** ここでいう風車位置というのは、風車設置予定位置そのものが見えるということよろしいですか。その方向と言いますか、風車が建ったらあの辺りかなというレベルではなくて、土地そのものが、尾根筋が見えるとか、そういったところでよろしいですか。

**(委員)** はい、現在の風車の設置予定位置ということですが、そこに予想されている高さの風車が立った時に、現在調査をやっている地点でクマタカなり猛禽類が風車の方向に飛んでいくトレースが見えている場所がどのぐらいあるかという質問です。

**(事業者)** 日本気象協会です。まず、方法書の段階では、生息種がまだ十分に把握できておりませんので、その時に設定した地点というのは、風車の位置を概ねカバーできる場所、もしくはその周辺を広くカバーできる場所を設定しております。追加した地点については、猛禽類の出現状況、それから巣とか餌場といったところの重要な環境を把握するために追加して調査しておるところでございます。そういった意味で、基本的には風力発電機は設置される区域を観察してはいるんですけれども、状況に応じて適宜、追加しながら、移動しながら、重要な行動も確認できるように調査を進めております。以上です。

**(委員)** 徐々に調査が進んでいく中で、風車の位置も定まってきたりすると思いますので、その辺りも考慮しながら、トレースの方向にどのぐらいの風車の高さが来るよということも、後々評価をしていく中で役に立つようなデータの取り方を是非しておいていただけるとありがたいと思います。よろしく願います。

**(事業者)** はい、承知いたしました。

**(会長)** はい、ありがとうございました。あと時間があまりありませんけども、では、委員の方からお願いします。

**(委員)** 先ほど事業地を選定するという事でお伺いして、私も存じあげていますが、その次に東電さんの空き容量というお話が出て来まして、改めて方法書を見せていただきますと、400 ページに変電施設とか送電施設、系統連系地点というのがございまして、私この 11 基の風力発電施設が景勝地に設置されるので大変注視しておりまして、まだ未定の場所でございますが、風力に伴う付帯の鉄塔でありますとか、変電施設ですとか、送電線、こういったものについての景観検討も加えてお願いしたいと思っております。次の環境影響評価の時には、是非それも加えていただきたいと思いますと考えています。よろしくお願ひいたします。

**(事業者)** JREでございます。現在、本計画の方は、送電線の方は、変電所までの送電線については地下埋設で検討しておりますが、万が一鉄塔などを建てる場合であれば、そちらも含めてモニタージュの方に掲載するという形にはなりません。また受変電施設と言いますか、開閉所や変電所といったものは、設備の高さとしては 2m もあるかないかぐらいのものでありますので、基本的には、モニタージュを作る眺望点からまず見えるようなものではないところではあります。もし見えるというところがあればそちらも含めて検討させていただきます。

**(委員)** よろしくお願ひいたします。

**(会長)** はい、ではよろしくお願ひいたします。質疑応答、だいたい終えましたが、はい、では委員から最後にもう一点、質問があります。

**(委員)** 今の質問に対してちょっと急に思い出したことがあるのですが、送電線を埋設するという記載がどこかにあって、変電所につながる経路もだいたい予定があるような記載がどこかにあるように見たんですが、その際にちょっと私の記憶の中では、川を横断すると思ったのですが。401 ページにありますね。その時に、川を渡る時に埋設方法なんですけど、これはどうやって、川の下にパイプかなんかを通すのですか。どういう方法で川を横断するのかという工事方法を教えてください。

**(事業者)** J R Eでございます。送電線を、川を渡す時のところなんですけれども、こちら現在検討しておるのは、橋への添架ですね、既設の橋の方に許可がいただければ送電線管といったものが、そもそも埋設のところではあるんですけども、ケーブルそのものを露出するのではなくてそういったパイプですね、パイプを端にくっつけさせていただいて、パイプの中を送電線を通すといったものが一般的に行われるところでございます。こちらは橋への添架というものがもし難しいのであれば、電柱のようなもので川の上を渡すというところも選択肢としてはあるかと思えます。道路ですとかそういったところでは埋設ということになるんですが、川を渡るという意味で川の下を掘削してというのはなかなか通常は行われないものですので、今いったような既存の橋にくっつけて渡すか、電柱のようなもので飛ばすかといったところが、現実的な選択肢かなと考えております。

**(委員)** ありがとうございます。

**(会長)** ありがとうございます。それでは委員の方から。

**(委員)** すみません。私、現地に入らせていただきました。正直なところ、非常に良好な森林が残っていて、ここに建てるのかと思ってしまったくらいなのですが、一つ教えていただきたいのは、風力発電機を設置するに当たって、かなりの面積が伐採されるというのが前提条件なのかということを知りたいです。やはりその伐採することによって木そのものだけが失われるだけではなくて、乾燥化も考えられますし、それに伴って草本類やほかの動物にも影響があるのではないかと考えています。その伐採の少し基本的なことと、発電機を運ぶためには、工事のためにやはりかなり森林を伐採しますよね。確認です。それから、今回、もし事業を進めることになったら、保全的観点まで是非もっていただいて、この場所の自然環境を保つとともに、例えばシカの食害を防ぐような防護柵を作るとか、保全に対する観点をもっていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**(事業者)** J R Eです。御質問、御意見いただいた内容を確認させていただきます。一つは伐採に関してでして、こちら現地を御覧になった上で、かなり大規模な伐採が行われるのではないかと懸念から、懸念があるという御意見をいただきました。そのあとのところが聞き取りづらかったんですが、もう一度よろしいでしょうか。

**(委員)** できるだけ、改変をしないということに配慮いただくとともに、それ以外の場所でも、例えばシカの被害とかが大きいので、そういったところには積極的な保全策を取り入れるような配慮もお願いできればなと思っています、ということです。

**(事業者)** はい、ありがとうございます。こちら我々、造成面積、伐採面積、可能な限り削減できるように既存の林道も使えるものは使わせていただくということ、あと、ルートのところも、切り盛りや造成法面が大きくならないように、検討、調査の方を進めていきたいと考えております。また残置森林の話もございまして、こちら緑化保護もしっかりとまた木が生えて、再植樹したところも木が生えていくように、電柵になるのかシカの防護柵になるのかといったところが今後の検討課題になるかと思いますが、そちらの方の方法についても検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

**(会長)** はい、ありがとうございました。それでは質疑応答、だいたい終わりかと思しますので、事業主さんとの質疑応答はこれでいったん終了とさせていただきます。

では事務局の方に一旦お返し致します。

**(事務局)** 御審議ありがとうございました。それでは事業者の皆様にはここで退席をいただきます。ありがとうございました。

**(事業者)** ありがとうございました。では我々、退去させていただきます。

**(会長)** はい、どうもありがとうございました。

**(事業者)** はい、失礼いたします。

**(事務局)** それでは引き続き答申の審議に入っていただきますが、ここで10分ほど休憩をさせていただければと思います。開始は少し半端ですけれども、35分から開催しますのでよろしく願いいたします。

**休憩(10分)**

### 3 答申の調整

**(事務局)** それでは、審議を再開させていただきたいと思います。引続き吉崎会長に審議の進行をお願いいたします。

**(会長)** それでは審議を再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。まずこの沼津真城山風力発電所事業の環境影響評価の方法書に対する答申について今日、まとめをいただきたいと思いますので、皆さんには、審議の方、よろしくお願いいたします。

まず、事務局の方から、答申案について説明をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

**(事務局)** それでは事務局の方から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。では座って失礼いたします。

答申案につきましては、お配りしましたA4の「はじめに」から始まる答申案とA3の資料2について、調整資料を手元に御用意いただきながら、御説明させていただきます。

答申については、沼津市長、伊豆市長、アセス委員、関係各課からの意見を網羅できるような形にはなっておりますけれども、構成としては全部で9ページになりました。

「はじめに」から「全般的事項」「個別事項」というふうに組み立てて、全般的事項以降は、環境保全の見地の意見を述べさせていただいております。

調整資料のA3については左の方に答申案を載せておまして、沼津市長、伊豆市長、アセス委員の意見が並べられておまして、そこから意見を抽出して答申案を作成しております。

では「はじめに」から御説明いたします。

調整資料の方では、1ページから3ページ目までが「はじめに」の部分になっております。「はじめに」については、事業概要と実施区域の実情ですとか、特異的な事情、または事実を述べながら「はじめに」を作成しております。伊豆半島の半島の生成について特異的な事情を持つこと、ユネスコ世界ジオパークに認定されるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有していることを述べております。また以降は、事業実施想定区域の土地利用の状況について、集落がございますことから、そういった方々の水道水源を合わせて、こちらにあるということも述べております。

次に事業実施区域周辺には海岸線も多く存在しておりまして、そこから水質の良さですとか、観光資源になっているという事実を述べております。

そこからさらに続きまして、関連して、本事業にかかる重要なポイントとしての景観について述べさせていただいております。重要な眺望点の金冠山や達磨山、古希山の絶景を眺望できることから、年間を通して多くの利用者が訪れる場所となっている。一方対岸からの景観についても非常に優れた景観、眺望ができること、またこれらの眺望景観はジオパークの資源として伊豆地域における重要な観光・景観資源となっていることを述べております。

こういった眺望景観や自然環境について強く懸念する声が上がっているということ踏まえまして、真ん中あたりですね、特に本事業の実施により、その眺望景観が改変されることについては強い懸念を覚えることから、事業計画の検討及び設計に当たっては、後述する意見を十分踏まえるように申し添える、と述べております。

その下、また以降については、熱海の災害を踏まえまして、特にここでは各法令基準をクリアしているからといえども、自然現象や気象をあまり軽視しないで欲しいという警鐘を鳴らす意味で、加えて以降、述べさせていただいております。

「はじめに」の部分については以上、2ページにわたっております。

続きまして全般的事項に入らせていただきます。全般の調整資料については、3ページ目からになります。まずこちら以降ですが、まず用語の定義の確認をさせていただきます。これ以降、風力発電設備等とか、その配置等といった言葉が出てきておりますが、ここ以降、定義として、「風力発電設備及び取り付け道路等の付帯設備」、こちらについて「風力発電設備等」としております。さらに「配置・構造・規模等」を「以下、配置等」と定義させていただいております。

では中身に入っていきたいと思えます。全般的事項は全部で6項目にわたっております。まず環境に配慮した計画の検討については、沼津市長からの意見及びアセス委員からの意見を載せております。この計画にあたって重大な影響が認められる場合には、配置等や風力発電設備の基数の見直しを行ったうえで具体的な計画を準備書に記載することとしております。

続いて定量的な調査方法の採用については、A3の調整資料の4ページ目以降となります。こちらについては沼津市長の意見を参考に作成しております。

土地の改変面積等の縮減について、こちらも沼津市長の意見、森林保全課の意見を参考に載せております。具体的な計画の検討に当たっては、森林の伐採面積、土地の改変面積及び土地の改変に伴う残土の発生量を極力削減して、環境に及

ばす影響を低減するとともにその検討結果や結果を準備書に記載することと述べております。

次に4 長期的な影響の評価、こちらについても沼津市長の意見を参考に作成しております。

風車の稼働による騒音や影が長時間にわたって影響を及ぼす恐れがあることから、こちらについても調査予測および評価を行うことを求めています。

5 地域住民への情報提供。こちらについては、沼津市長、伊豆市長の意見を参考に作成しております。

6 評価方法の見直しや追加。ごく当たり前のことを書かせていただいております。

続いてⅡ個別事項、具体的なことについて入っていきたいと思います。

まず個別事項の項目についてなんですけれども、今回は全部で1から10の項目で作成しております。この項目については、事前にお配りしておりますウェブで参加されている皆様については、グリーンのファイルを送らせていただきましたが、その33ページにありますアセス省令、別表6の環境評価の区分に沿って作成しております。皆様には別表の6を御覧いただきたいと思います。

こちらの環境評価の区分に沿って、今回は1から9の項目を上げさせていただきました。

それでは具体的に中身に入っていきたいと思います。

1 騒音、低周波音（超低周波音を含む）及び振動。こちらA3の調整資料の5ページ目にあたります。こちらについては沼津市長の意見、また立蔵委員の御意見を参考に作成しております。事業実施区域周辺に存在する住宅、学校ですとか、特に配慮が必要な施設への影響、また、この区域が複雑な地形をしていることから、国内外の類似条件での事例や最新の知見を踏まえ、調査、予測し、具体的な保全措置を準備書に記載することを求めています。

続いて水環境について、水環境については、こちらは、水質と水資源の2つの項目立てで述べております。こちらアセス省令では水質について、水の濁りと、水質についての有害物質としておりますけれども、地域の特性を踏まえまして、たくさん、水資源と水質との関係の御意見をいただいております、今回そういった御意見を整理したところ、水質と水資源についての2つの項目だけにさせていただきます。こちら水質についてまず述べさせていただきます。

水質、森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事及び残土置き場の設置により濁水の発生が懸念されるため、排水先の溪流や河川の簡易水道源、水生生物及び生態系に及ぼす影響について調査、予測し、その結果に応じて、森林の伐採及び土地の改変面積の最小化や沈砂池等の増設等、環境影響を回避または極力低減する具体的な保全措置を準備書に記載すること。事業実施区域の下流には水道水源が存在しており、事業の実施に伴う水質(自然由来の重金属等を含む)や水量への影響が懸念されることから、水源の上流にて水質・水量の調査を実施すること。

森林の伐採や土地の改変に伴う造成工事により発生する濁水は、大雨時に大量に発生することから、濁りの原因物質である浮遊物質の発生量および影響範囲について大雨時を含め調査、予測及び評価を実施すること。なお、安全に調査を実施するため、自動観測機器の設置等の検討をすること。事業の実施に伴う濁水の発生に対する保全措置として、切土や盛土といった土地の改変部分で緑化を行うとしているが、事業実施区域及びその周辺はニホンジカの生息密度が高く食害により緑化が進まない恐れがあることから、確実に緑化するために、維持管理方法を準備書に記載すること。以上についてまとめております。

続きまして、2の水資源について、A3の調整資料については7ページ目からになっております。こちらについては沼津市長の意見及び斎藤委員からの御意見を参考に作成させていただいております。施設の稼働後に事後調査を実施することを求めています。

続きまして、3その他の環境という項目について御説明いたします。

資料の2、A3の調整資料については、8ページ目以降の記載となっております。こちらについては、その他の環境については、地形及び地質と、風車の影という2つの項目立てになっておりますが、こちらアセス省令を確認いたしますと、重要な地形・地質とその他という項目立てになっておりますが、今回の配慮書意見の際に、事業者に対して方法書の項目として土地の安定性を追加することを求めており、それに対して事業者から答えて頂いていることから、今回もたくさん土地の安定性に対する御意見をいただいておりますので、こういった特異的な事情に応じた内容になっております。

中身に入っていきます。

1 地形及び地質。ア 重要な地形及び地質。こちらは沼津市長の意見、また伊豆半島の地質には以降の意見を参考に作成しております。事業実施区域の重要な地形や地質への影響を回避、検討すること。準備書に記載すること。伊豆半島

ジオパークの認定の更新に影響を及ぼさないように協議することと述べております

次に2の土地の安定性。こちらA3の調整資料には8ページ目に記載がございます。こちらについては沼津市長の意見の全般部分とアセス委員の皆様からの御意見を参考に作成しております。読み上げます。土地の改変を伴う造成工事による切土盛土の法面が崩壊した場合には、土砂が下流まで流出する恐れがあることから、事業実施区域における土地の安定性に及ぼす影響について調査、予測し、その結果に応じて造成工事による土地の改変を可能な限り縮減するなど環境影響を回避または極力低減する具体的な保全措置を準備書に記載すること。特に盛土について以降は、事務局でオリジナルの内容を追加させていただいております。現地の地形や地質、表流水及び浸透水の有無や流下方向について十分に調査した上で施工位置を慎重に検討すること。また次からは断層の存在について慎重に検討を行い、その結果を準備書に記載すること。以上求めております。

(2)風車の影。こちらはA3の資料、9ページ目に記載してございます。風車の影については沼津市長の意見を参考に作成しております。

続いて4動物について。こちらの9ページ目以降の記載になりますけれども、構成としましては、全般事項、魚類等の事項、鳥類等の事項と、3項目の項目となっております。

まず全般事項について。こちらはアセス委員からいただいた御意見を総合して組み立てて全般として整理しております。

次に(2)魚類等についてです。こちらはA3調整資料の11ページ目に記載がございます。魚類等の意見は沼津市長の意見をもとに、メインはアセス委員の御意見を参考に作成しております。魚類等の意見の最後の部分が、爬虫類・魚類・底生動物・陸産貝類は、冬季には春季から秋季とは異なる場所で越冬・冬眠することから、冬季の調査の実施を検討することを求めております。

続いて動物の最後、鳥類等について。A3の調整資料では12ページ目の記載になっております。鳥類等については、沼津市長の意見、アセス委員からの御意見を参考に作成しております。バードストライク及びバットストライクについての懸念について、保全措置を検討すること。クマタカの生息のお話がありましたので、こちら意見も述べております。また鳥類の調査地点としての追加の検討、猛禽類の渡りの時間帯について、こちらも述べております。鳥類について、

資料2の13ページ目の最後に自然保護課からの意見として、鳥獣保護区の事を書いたんですけれども、こちら確認したところ事業実施区域は鳥獣保護区域の指定がないことが確認できましたので、こちらは削除させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

続いて5植物についてです。こちらA3の調整資料では、14ページ目の記載となっております。こちらは沼津市長の意見、アセス委員からの御意見を参考にしております。事業実施区域に希少な種が含まれることから、具体的な保全措置を準備書に記載すること、またそれ以降の具体的な貴重な植生について、影響を回避・軽減するような事業計画とすることを求めています。

続いて景観について、6景観です。景観については、A3の調整資料の14ページから16ページまで意見を述べております。沼津市長、伊豆市長、アセス委員、また関係各課からまんべんなくいただいておりますので、かなりボリュームがありますけれども、まず全般的事項として、事業の実施に伴う景観の変化は、沼津市及び伊豆市の主要な眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、景観への影響を最大限回避するため、風力発電設備の配置等、色彩を検討し、保全措置として準備書に記載すること。特に本事業にかかる計画段階の配慮書に対する経済産業大臣意見も踏まえ山稜線を分断することによる眺望への著しい影響は回避を前提に検討すること、こちらを求めています。それ以降については、眺望点の具体的な追加指示、ほか山稜線について記載されたことですか、車道からのシーン及びシークエンス景観の評価を行うことを求めています。また眺望景観の予測として使われるフォトモンタージュについては正式なガイドラインに基づいて作成することを求めています。またガイドラインについて具体的な指示をしております。こちらについては、A3の調整資料の14ページ目に、沼津市長の意見を参考に作成しております。また最後、風力発電設備の眺望地点からの距離と垂直視野角度を一覧表にし、準備書に記載することについても具体的に求めています。

7 人と自然とのふれあいの活動の場。こちらについてはA3の調整資料17ページ目の記載となっております。こちらについては沼津市長や関係各課、アセス委員からの御意見を参考に載せております。事業実施区域を流域の一部とする河川や溪流の下流に井田海水浴場や大瀬海水浴場あり、透明度が高い上、波も穏やかであり、多くの観光客が訪れる場であることから海水浴場やダイビングスポットへの影響について調査、予測及び評価を行うこと。合わせて事業実施区域周辺には大瀬崎、井田の明神池、御浜岬等の伊豆半島ジオパークのジオサイト

が存在することから、それらの人と自然とのふれあいの活動の場への影響について、調査、予測及び評価を実施すること、について求めています。

8 廃棄物について。こちらについては関係各課からの意見を参考に作成しております。廃棄物、残土、伐採木について、その発生量を削減をするとともに、可能な限り再利用を検討すること。また以下については、残土処理について記載させていただきました。事業実施区域外に残土を搬出処理する場合は、準備書に残土量と搬出位置を記載すること、と求めています。

最後9、その他について、こちらは埋蔵文化財、交通影響、温室効果ガスの削減の3つの項目となっております。

1 埋蔵文化財については、沼津市長の意見、また文化財課からの意見を参考に作成しております。

2 交通影響については、A3資料の18ページ目に記載がありますが、伊豆市長の意見と道路企画課の意見を参考に作成しております。

最後に3温室効果ガスの削減については、中村委員の御意見を参考に作成しております。

答申案は以上となります。

**(会長)** はい、ありがとうございました。それではあと30分ぐらいになりますけれども、皆さんの方から御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく願います。どなたからでも結構でございます。はい、では委員からお願いします。

**(委員)** 答申案のA3の12ページ、鳥類等のところですが、クマタカですが、先ほどのやり取りにありましたように、クマタカが確認された場合ではなくて、クマタカの生息は確認されているので、ここの表現なのですが、「クマタカ等の希少猛禽類の調査では、行動圏の把握、営巣場所や繁殖状況と、事業の影響を回避するための正確なデータの収集に努めること」というのが適当かなと思うんですが。道路の拡幅工事で一般鳥類の繁殖に影響を及ぼすおそれがあるので、繁殖期に工事を避けましょうということを意見として書いたのですが、これは猛禽類の話ではないので、この文章は必要ないかと思えます。クマタカについては、評価に使えるような正確なデータの取り方をしないと、いけないと思うのでそのところを念押しするような文章を入れていただけたらなと思えます。

**(会長)** 今、モニターを見ていただいて…。

**(委員)** クマタカ等の希少猛禽類の調査では、行動圏の把握、営巣場所や繁殖状況と事業の影響を回避するための正確なデータ収集に努めること。回避するための正確なデータ収集に努めること。「低減」と入れなかったんですけど、回避だけにしましたが「低減」を入れた方がいいでしょうか。そこはお任せします。それとその下の鳥類の調査地点としては、という文書なんですけれど、取付道路の…

**(会長)** クマタカから計画すること、まではそれでいいですね。

**(委員)** はい。そうしていただいて、その下の取付道路の設置地点を追加していただいたんですけど、この全体の項目のところ、動物の調査を行うようにというコメントがあったので、ここを入れても入れなくてもどちらでも大丈夫かなと思います。お任せします。鳥類は以上です。

**(会長)** 猛禽類は残すのですよね。渡りの時間帯はというのは。

**(委員)** そうですね。

**(会長)** ほかに御意見ございますか。はい、どうぞ。

**(委員)** 植物、今のところの次です。植物のところなのですが、ちょっと2文、あるのですが、かなり重複しているので1文にまとめてしまっていていかなと思いました。ちょっと申しあげてよろしいでしょうか。まず2文目の頭を冒頭に持ってきて、「事業実施区域には広範囲にシイ・カシの二次林が存在し、スダジイやタブノキの大木、ラン科植物及びカンアオイ類等の」で、1文目の頭に戻って「希少な種が多数含まれている」、ここに「生態系であると考えられる」とした方がいいかなと思いました。それでその先の、よろしいですか、「含まれている生態系と考えられることから」、で、その次の「森林の伐採や土地の改変を伴う造成工事による植生や希少植物の生息環境の影響の回避又は低減する」でいかなと思いました。

それで項目として、動物と植物があるんですが、言葉として生態系というのがないので、「植物・生態系」とするので良ければ、そうした方がいいかなというふうに思ったのですがいかがでしょうか。生態系というのは動物も含めて広く

入れた場合ですが、生態系という項目があった方がいいかと思いましたが、よろしくをお願いします。

**(会長)** はい、ありがとうございます。発電所アセスでは、「動物・植物・生態系」となっているんですが、今回の答申案の中に生態系というのがないのでということですね。

**(委員)** はい、そうです。

**(会長)** そうするとこの4の動物というところを「動物・植物・生態系」というふうにして、そして「(1)全般」の後半の3行のところ、それは今おっしゃった内容ですね。

**(委員)** そうですね。

**(会長)** 「事業実施区域に存在するシイ・カシの二次林には…」という。

**(委員)** はい、項目だけを検討いただいて、いずれにしても、生態系という言葉は大事な上の方の上位にできればいいかなと思います。

**(会長)** 今、おっしゃっているのは5として「植物・生態系」と、項目に「植物・生態系」と入れた方がいいですか、それとも「5植物」の中に、先ほどおっしゃったように「事業実施区域には広範囲にシイ・カシの二次林が存在し、スダジイやタブノキの大木、ラン科植物及びカンアオイ等の貴重な種が含まれる生態系が成立していると考えられることから」というふうにするのがよろしいですか。含まれている生態系が、維持されている、成立していると考えられることから、と考えられることから、森林の伐採…

**(委員)** 下の2文目はいらないかなと思います。

**(会長)** はい、そうですね、一番の2行はいらないということですね。

**(委員)** はい、そうです。

**(会長)** はい、ありがとうございます。はい、ほかにいかがですかがですか。はい、委員、お願いします。

**(委員)** 資料2の11ページの、魚類等の最後の3行のところなんですが、爬虫類・魚類・底生動物・陸産貝類なんですが、両生類が入っていないので、両生類を入れていただきたいのと、先ほどの秋山委員の質疑応答などとも関係するんですけど、冬季の調査はしてもらいたいんですが、それ以外にも季節によっていろいろと生息場所を変えるとというのがあるので、例えばなんですけど、冬季には春期から秋季とは異なる場所で越冬・冬眠するというのはやめて、季節により生息域を変化させることから、冬季も含め、それぞれの生態に応じた調査の実施を検討することというような形にさせていただいたらどうかと思います。

**(会長)** 委員、御意見ございますか。今の部分について。

**(委員)** はい、僕もそこを今、お願いしようと思っていたところでした、おっしゃるとおりです。ただこの文章だと、越冬・冬眠することからと言われているものですから、これだとなんか、越冬・冬眠することだけにターゲットを絞っているものですから、今おっしゃられたように季節によって生息域を変化させるというような表現にして、そういったことがあるので、冬季も調査を実施すること、というふうにした方がいいのかなと思いました。

**(委員)** 冬季も含めてそれぞれの生態に応じて調査を…

**(委員)** 両生類は季節によって生息域を変化させることから、春季から秋季のみならず冬季についても調査を実施することとか。

**(会長)** これでよろしいですか。

**(委員)** ええ、いいと思います。

**(委員)** もう一つ。

**(会長)** はい、どうぞ。

**(委員)** ちょっと今のとは全然違うところでしかもすごい小さいところなんですけれども、1ページ目の冒頭のところで、4,200kW程度の風力発電設備をと書いてあるんですけど、確か3,000から4,300でしたっけ、1台あたりは、方法

書には書いてあったと思うんですけど、4, 200kW 程度というのがどこから出てきたんでしょうか。

**(会長)** はい、事務局の方…。

**(事務局)** 事務局です。今、委員から御指摘がありましたとおりは、方法書に記載されている内容、3, 000 から 4, 300kW 程度の風力発電をとということで、そういう形の表記に変えたいと思います。いかがでしょうか。

**(会長)** はい、ここは方法書の 3, 000 から 4, 300 と書いてあるものに。

**(事務局)** はい、ここは、方法書の内容、そのように変えます。

**(会長)** 他、いかがですか。では委員、お願いします。

**(委員)** 土地の安定性のところなんですけど、上から 6 行目ぐらいに盛土についての記載がありますけど、ちょっと文言の修正で、浸透水の有無って、書いてますけど、少なからずどこでも浸透水ってあると思うので「有無」はいらぬというのと、あと表流水と書かれていますけど、斜面の場合、表流というのは用語としては正しいのかなと思うので、表流水以下の部分を「表流及び地下水の流下経路について調査したのち」みたいな形にした方がいいのかなと思います。方法と経路という言葉。「表流及び地下水の流下経路について調査したうえで」、「、」まで削っていただいて、あとを施工位置を慎重に検討することということなんですけど、施工位置だけではなくて土量とか盛土の形状なんかも重要だと思うので「施工位置、土量、形状を慎重に検討すること」みたいな形の方がいいと思います。以上です。

**(会長)** はい、ありがとうございます。では、副会長。

**(副会長)** 今の土地の安定性の続きで、その下ですね。最後の 3 行なのですが、ちょっと質問なんですけど、「現地踏査及び地質調査」と書いてあるこの現地踏査というのは何を指しているのでしょうか。

**(事務局)** 事務局からお答えします。踏査なので歩きまわってまず地表面を見てもらう。調査はそれよりも細かく。

**(副会長)** そうですね。通常、地質調査と言ったらそれも含まれますよね。むしろ、そうだとすると、地質調査は、前回事業者の説明で、ボーリングしますと言っているんですね。だから、それも入れた方が、三次元的に見たボーリングの結果というのが必要なものだから、広くいえば地質調査の中にボーリング調査も入るのですが、ボーリングも含めた地質調査を行いというふうにした方が。

それから、私の気持ちとすると、今まで環境アセスではあまりそういうことは言われてこなかったですけども、本来は断層がなかったとしても、三次元的に調査しておくというのが、土地の安定性に必要である。風車を建てる時にN値を測って、ここは堅牢な岩石だなと思って土台を作るとしますよ、けども、その全体が滑って行ってしまったらアウトなわけですから、そういう意味でも地質調査は本来は必要なんですよね。だから表現としてはこれでいいかなという気もしますけど。今回も実際に断層があるわけですから。ただ気持ちとしてはそういう気持ちです。

**(会長)** はい、ありがとうございます。はいどうぞ。

**(委員)** なんかたくさん書いてあるので安心してしまっていたんですが、少し整理したほうがよろしいかと思えます。まず眺望地点について記述するというところで、事業実施にともなう景観の変化は、沼津市及び伊豆市の主要な眺望地点、そして次の8ページの3行目にまた眺望地点と出てくるんです。そのところは一緒にした方がよろしいのではないかと思っているんですね。

**(会長)** これはまだ言葉を定義されてない…眺望点と眺望景観って、どこかに定義されてなかったか。発電所アセスの方にどこか定義されていた。どこだったかな。

**(委員)** 眺望地点というのをまずは列記し、眺望地点からの眺望景観になると思うので、その一番最初の4行目に、眺望景観で一回切ってしまうということについて、重複しているように思うんですが、いかがですか。

**(会長)** 用語自体はですね、発電所アセスの中の別表、皆さんに配られているやつかな。

**(事務局)** そうです。

**(会長)** その備考のところに、6、この表において主要な眺望点とはというのが眺望景観とはというのが定義されているので、できればこれ我々の意見を含めて経産省に出すときに、言葉としては同じ言葉を使った方がいいかなとは思いますが、中身というより言葉だけです。眺望点と眺望景観という言葉。

**(委員)** はい、拝見しました。眺望点というのは不特定多数の者が利用している…

**(会長)** 利用する場所。

**(委員)** そして、その眺望景観というのは、その主要な眺望点からの景観資源を眺望する景観、眺望地点から見た景観を眺望景観と言うわけなんですね。

**(会長)** はい、言葉としては、眺望地点というよりは眺望点でもかまわなければそれで。

**(委員)** ですので、ここのところに一回、眺望景観、うん、7ページのところでですね。眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすことから、という次の8ページからの眺望点から見る眺望景観に皆同じに影響を及ぼすとあるわけなので、そこを、8ページの3行目からを、沼津市及び伊豆市…8ページの3行目に書いてある眺望地点を並べてしまったほうがよろしいのではないかと。そしてその経過に及ぼす眺望景観に及ぼすを最後のところが眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることからという形に持って行ってしまったほうがよろしいのではないのでしょうか。

**(会長)** すみません。もう一回言ってください。8ページの上から3行目。眺望点として、

**(委員)** 眺望点をくくってありますよね、そのところで新たに

**(会長)** この島郷海岸、沼津港からというやつですか。

**(委員)** そうですね。それを、沼津及び伊豆市、主要な眺望点というところに続けたほうが良いのではないかと。要するに、眺望点を列挙する。

**(会長)** 沼津市及び伊豆市というのはどこの部分ですか。

**(委員)** 一番最初のところです。

**(会長)** 一番、最初のところですか。

**(委員)** ここのところと眺望点に分かれて書かれています。それを一つにしてください、この眺望地点からの眺望景観を最大限回避するために、というようなことで、まとめた方がよろしいのではないかと考えています。で、その次のフレーズのところは、今度は眺望景観、予測評価について書かれています。10行目です。眺望景観予測についてのフォトモンタージュ、大変広く書いてあるんですが、この予測として行われるフォトモンタージュはというようなことで5行とありまして、そこのところで、段落が変わってしまうのですが、本当は、その所は続けていただいて、要するに、景観予測手法になるので、この実施するというところまでを書いていただきたい。

**(会長)** 後半は分かりました。またのところを、段落を作らないで、前の段落につなげて書くのですね。

**(委員)** ですので、一番最初にいただいた文章は…

**(会長)** 今、おっしゃっているのは、7ページの1行目、事業の実施に伴う景観の変化は沼津市及び伊豆市の主要な眺望点からのとなっているところを、例えば主要な眺望点の後ろにカッコ書きして、この8ページのそれぞれ個別の地点名を入れるということですか。

**(委員)** いいえ、葛城山と城山は伊豆の国市ですので、及びになるかと思います。沼津市及び伊豆市、その主要な眺望点及び島郷海岸、大瀬崎間の定期航路、伊豆の国市の葛城山と城山、それは駿河湾フェリー航路上からの調査地点を増やすことって書いたんですが、増やすことって必要ですか。眺望地点及びこの島郷海岸、沼津港から大瀬崎間の定期航路みたいな、それから葛城山と城山を追加し、駿河湾フェリー航路上からの調査地点を増やすこと、またその後も、そうなんですよ。シーンとシークエンス景観、眺望地点ということなので、そこのところ、9行目までは、要するにそこからの評価を行ってくださいというようなことが記述されているので、一緒にした方が良いのではないかと考えたのですが、事務局から何か御意見がありますか。

**(事務局)** 事務局から御説明させていただきます。景観のまず冒頭の部分なのですけれども、事業者の方はかなり多くの眺望点からの景観、フォトモンタージュを作ると言っておりましたので、まず一般論として、主要な眺望点からの景観に非常に大きな影響があるということをまず述べております。先ほど、先生が指摘してくださった真ん中3行目の島郷海岸、沼津港というところは、さらにそこに追加をして欲しいと、今やるところに追加をして欲しいと、さらにシーンやシーケンス景観、それを追加して欲しいというような構成としてあります。そういう構成として作ってあるということを御理解いただいた上でアドバイスいただければと思います。

**(委員)** 沼津市及び伊豆市の主要な眺望地点からの眺望景観に重大な影響を及ぼす恐れがあることから景観への影響を最大限回避するために風力発電設備の配置等及び色彩を検討し保全措置として準備書に記載すること、ということが一番事務局としては大きな、事業者に言いたいことになりますか。

**(事務局)** はい。

**(委員)** そして特にというのを私は加えて、本事業に係る計画段階、環境配慮書に対する経済産業大臣の意見も、要するに、山並みの、スカイラインを分断する眺望地点の影響は回避を前提に検討すること、そしてまた眺望点としてあるんです。これを読んでくださればいいんだけど、この3行目の眺望点としてというところは、この沼津市、伊豆の国市の、主要な眺望点プラス、ここからも、最大限配慮していただきたいということで私はどちらかというと申し上げたかったのでございます。

**(会長)** 同じ気持ちです。

**(事務局)** よろしいですか。そうしましたら、今の事務局からの説明に加えさせていただければと思うんですが。まずは一段落目が事業者さんに対してこういう配慮をしていただきたいという一番、前提みたいな話しになります。今、眺望点としてというところの唐突感がありますので、ここをこれらの検討するにあたって、今ある眺望点に加えて、これらの眺望点を加えてくださいという、そういうメッセージを、意見としては出したいというのが、こちら皆様の御意見を踏まえた意見ですので、この眺望点としてという前に、そうしたら一段落目の検討を行うにあたっては、こうした眺望点からの眺望も考慮して下さいというよう

なことがわかるような形で、修正を、ちょっと会長と御相談させていただければと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

**(会長)** 今のところ、ここに出ている最初のところで、伊豆の国市をたすだけではだめなんですか。事業の実施に伴う景観の変化を、沼津市・伊豆市及び伊豆の国市も、主要な眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、とやっておけば、後ろの方の眺望点としてはというところは、最初に伊豆の国市も含めて書いてあるので、追加するところが伊豆の国市、別にしなくても、同時に含まれる、

**(委員)** 眺望点という言葉がちょっとわかりにくいので、これ、調査地点と書けばいいじゃないですか。景観調査地点としてはとされると多分わかる。

**(委員)** 加えてくださいということで、そうすると、今のはそれでいいですね。

**(会長)** 沼津市、伊豆市及び伊豆の国市を入れると、

**(委員)** 8ページ目の3行目は景観調査地点として加えるという言い方をすれば。

**(会長)** はい、よろしいですか、ありがとうございます。委員、何か意見がございますか。御意見が。5ページ、維持管理方法、対策、いかがでしょうか。7ページのコウモリはコウモリ類としてください。委員、聞えますか。いらっしゃらないのかな。では5ページの維持管理方法は対策でいかがでしょうか。

**(委員)** ちょっとネット環境があまり良くないようなので、チャットに書いたとおりです。御検討ください。

**(会長)** 維持管理方法、対策いかがでしょうか、維持管理方法を対策と置き換えるということですね。5ページ確実に緑化するための対策を準備書に記載すること、でいいんですかね。それから7ページのコウモリはコウモリ類…これはいいですね。よろしいですか…委員、僕らとしては緑化と言ったら維持管理方法と言いますよね。緑化の視点からは維持管理方法とさせていただきます。

**(会長)** 委員、聞こえてますか。排水先の溪流や河川の簡易水道水源、水生生物及び生態系の影響について、上・中・下流の流域だけでなく、河川流入先…委員、

聞こえてますか。どう直せばいいかわからない…海岸流域も含め調査予測し…ちょっと、すみません、御本人がいらっしゃらなくて、どこがどういうことになっているかわからないので、すみませんちょっと会長に一任させていただいて、後程、答えを確かめて、事務局と一緒に修正させていただきますので、御了解ください。

**(会長)** 時間がだいぶ過ぎてしまいましたので、皆さんの方からこれ以上の修正意見がないようであれば、ここまでとさせていただいて、細かな表現等の調整については、会長である私の方に御一任いただけるとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**(委員)** <全員うなずく>

**(会長)** はい、ありがとうございます。それでは、答申案の審議は以上とさせていただきます。事務局の方、よろしく申し上げます。

## 4 閉会

**(事務局)** 御審議、ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項申し上げます。次回の審査会では、伊豆スカイラインカントリークラブ発電事業にかかる方法書の審議を予定しております。今回は10月中旬に開催する予定をしております。改めて日程の御連絡はさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上となります。それでは令和3年度第5回静岡県環境影響評価審査会を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。